

2023年5月22日
PayPayアセットマネジメント株式会社
Zフィナンシャル株式会社

各位

PayPay銀行が「PayPay投資信託インデックス アメリカ株式」を 5月22日（月）より取扱い開始

2023年3月22日（水）に設定・運用を開始いたしました、「PayPay投資信託インデックス アメリカ株式」の販売会社として、5月22日（月）よりPayPay銀行株式会社が加わりました。

■「PayPay投資信託インデックス アメリカ株式」の特徴

米国の株式を主要投資対象とし、CRSP USトータル・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）に概ね連動する投資成果を目指して運用を行ないます。米国の企業の株式への投資は、上場投資信託証券であるバンガード・トータルストックマーケット・ETF（以下、「投資信託証券」という場合があります。）を通じて行ないます。



- 世界経済を牽引する米国を代表する企業約4,000社の株式にまとめて投資
- 米国株式ファンドの中で業界最低水準の運用コスト

「おカネに働いてもらう楽しさをすべての人に知ってもらいたい」という思いを日本中の方にお届けするために、引き続き、運用成績の向上とおお客様の長期的な資産形成をサポートする質の高いサービスの提供に励む所存です。今後とも一層のご支援とご指導のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

<本件に関するお問い合わせ先>

PayPayアセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル：0120-580-446

（受付時間：午前9時～午後5時（土日祝・年末年始除く））

メールアドレス：info@paypay-am.co.jp

【PayPay投資信託インデックス アメリカ株式 お客様にご負担いただく主な費用】
■お客様に直接ご負担いただく費用

購入時の手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

■お客様が信託財産で間接的にご負担いただく費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に 年0.0506%（税抜年0.046%） の率を乗じて得た額です。 委託会社、販売会社、受託会社間の配分および役務の内容については次のとおりです。		
		配分（税抜）	役務の内容
	委託会社	年0.015%	資金の運用の対価
	販売会社	年0.015%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.016%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
投資対象とする投資信託証券の運用管理費用（信託報酬）等を加えた場合、当該運用管理費用等と信託報酬の合計は、 年0.0806%程度 になります。なお、当該合計は、投資信託証券の実際の組入状況等により変動します。また、投資対象とする投資信託証券の変更等（投資対象とする投資信託証券の運用管理報酬等の変更を含みます。）により今後変更となる場合があります。 上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（6ヶ月終了日が休業日の場合は、翌営業日とします。）、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。			
その他の費用・手数料	① 法定開示に係る費用、公告に係る費用、信託財産の監査に係る費用、法律顧問、税務顧問に対する報酬等は、信託財産中から支払われる場合があります。これらの報酬等は、信託報酬の支払いと同一の時期に信託財産中から支払われます。 ② 有価証券売買時の売買委託手数料、借入金の利息、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息等がお客様の保有期間中、その都度信託財産中から支払われます。 ※上記①および②の費用等については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。		

※ 手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《ご注意》

当資料はPayPayアセットマネジメント株式会社が作成したものです。当ファンドは、上場投資信託証券を通じて、主として株式など値動きのある有価証券等 (外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。) に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託の運用による損益は全て投資者の皆様に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。当ファンドの基準価額の主な変動要因は「株価変動リスク」、「株式先物取引による運用に伴うリスク」、「為替リスク」、「カントリー・リスク」等です。ご投資に当たっては、販売会社よりあらかじめ又は同時にお渡しする「投資信託説明書 (交付目論見書)」の内容等を必ずご確認の上、お客様自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。